

臨時裁判所規則 (明治9年2月8日)

第一条	臨時裁判所ハ海軍省所轄船大阪丸M商社所有船名古屋丸衝突一件ニ付特別ニ開カレタル者ニシテ原告タル者其裁判不服ナルヲ以テ他ニ懇フルヲ得ヘキノ地ナストス
第二条	臨時裁判所ノ裁判官ハ皆政府ノ特選ヲ以テ命セラレル者トス其定員ヲ七名トシ又其内一人ヲ特選シテ裁判長トス
第三条	海軍省ハ委員トシテ主任ノ官吏一名或ハ二名ヲ出スヘシ裁判官ハ委員ノ答辨若クハ陳述スル所ヲ以テ按據トス
第四条	M商社ハ其擔當ノ者一名或ハ二名ヲ出スヘシ裁判官ハ其答辨若クハ陳述スル所ヲ以テ按據トス
第五条	裁判官若シ證人タルヘシト思料スル者アレハ何人ニテモ呼出ス事ヲ得ヘク海軍省若クハM商社證人ヲ要スルアレハ亦裁判官ニ證人ヲ呼出ス事ヲ求ムルヲ得ヘシ
第六条	裁判官ハ必ス七名ニ充ツヘキヲ以テ其或ハ一名ヲ闕クアレハ席ヲ開クヲ得ス
第七条	審訊了リテ將サニ裁決セントスル時ハ裁判官其庭ヲ退キ之ヲ議シ其議ノ多數ニ就ク其議平分シテ一ニ歸セサル時ハ裁判長其見ル所ヲ以テ之ヲ決スヘシ